

「学校教育分科会」設置要綱（案）

（設置）

第1条 島根県における「竹島問題に関する学習」の更なる推進に向けた検討を目的として、第5期島根県竹島問題研究会（以下「研究会」という。）設置要綱第5条第1項に基づき、「学校教育分科会」（以下「分科会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 分科会は、新しい学習指導要領を踏まえ、「竹島問題に関する学習」の推進に係る主に次に掲げる事項を検討し、その結果を研究会に報告する。

- (1) 小中高一貫した学習の検討
- (2) 第4期島根県竹島問題研究会における「竹島問題に関する学習」推進検討部会の報告書を踏まえた現状把握と課題の検討

（組織）

第3条 分科会の委員は別添のとおりとする。

（庶務）

第4条 分科会の庶務は、総務部総務課において行う。

（その他の事項）

第5条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

(別添)

<委員>

阿川 美和 (出雲市立佐田中学校 教頭)

井手 弘人 (長崎大学教育学部 准教授)

伊藤 尚史 (島根県立出雲高等学校 教頭)

伊藤由実子 (島根県立飯南高等学校 教諭)

植田 道 (松江市立義務教育学校八束学園 教頭)

佐々木 茂 (島根大学 嘱託講師)

(敬称略・五十音順)